

# 財団法人石川県下水道公社 寄附行為

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この法人は、財団法人石川県下水道公社（以下「公社」という。）という。

( 事 務 所 )

第 2 条 公社は、事務所を石川県金沢市下安原町東 1 3 0 1 番地に置く。

( 目 的 )

第 3 条 公社は、下水道の維持管理業務を受託するとともに、市町村に対する下水道の技術的援助や、下水道に関する調査研究及び啓蒙活動を行うことにより、下水道の整備促進を図り、もって、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

( 1 ) 下水道の維持管理業務の受託に関すること。

( 2 ) 市町村に対する下水道の技術的援助に関すること。

( 3 ) 下水道の調査研究に関すること。

( 4 ) 住民に対する下水道の啓蒙活動に関すること。

( 5 ) 県及び市町村の下水道担当職員の研修に関すること。

- ( 6 ) 下水道汚泥の処分及びその販売に関すること。
- ( 7 ) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資 産

( 資 産 の 構 成 )

第 5 条 公 社 の 資 産 は 、 次 に 掲 げ る も の を も っ て 構 成 す る 。

- ( 1 ) 設 立 当 初 の 財 産 目 録 に 記 載 さ れ た 財 産
- ( 2 ) 財 産 か ら 生 ず る 収 入
- ( 3 ) 寄 附 金 品
- ( 4 ) 事 業 に 伴 う 収 入
- ( 5 ) そ の 他 の 収 入

( 資 産 の 種 別 )

第 6 条 資 産 は 、 基 本 財 産 及 び 運 用 財 産 の 2 種 と す る 。

2 基 本 財 産 は 、 次 に 掲 げ る も の を も っ て 構 成 す る 。

- ( 1 ) 設 立 の 際 、 基 本 財 産 と し て 指 定 さ れ た 財 産
- ( 2 ) 基 本 財 産 と す る こ と を 指 定 し て 寄 付 さ れ た 財 産
- ( 3 ) 理 事 会 に お い て 基 本 財 産 に 繰 り 入 れ る こ と を 議 決 し た 財 産

( 基 本 財 産 の 処 分 の 制 限 )

第 7 条 基 本 財 産 は 、 こ れ を 処 分 し 、 又 は 担 保 に 供 す る こ と は で き

ない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において  
理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、石川県知事の承認を得て、  
その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供するこ

とができる。

(長期借入金)

第8条 会社が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、石川県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

### 第3章 事業計画等

(事業年度)

第11条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 会社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告等)

第13条 会社の毎事業年度の事業報告及び収支決算は、理事長が作

成し、監事の監査を経て、その年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに理事会の承認を得なければならない。

#### 第4章 役員等

(役員)

第14条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 理事 9人以上14人以内(理事長及び専務理事を含む。)

(4) 監事 2人以上5人以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は石川県知事が任命する。

2 理事長及び専務理事は、理事の中から石川県知事が選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した理事が理事長の職務を代理する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、経常的な業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、会社の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員 の 任期 )

第 17 条 役員 の 任期 は、 2 年 とする。 ただし、 補 欠 又 は 増 員 に よ り

選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、 前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 とす る。

2 地 方 公 共 団 体 の 職 員 ( 特 別 職 を 含 む 。 ) で あ る 役 員 の 任 期 は、

そ の 職 の 残 任 期 間 とす る。

3 役 員 は、 任 期 満 了 の 場 合 に お い て も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は、

そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば な ら な い。

( 解 任 )

第 18 条 理 事 長 は、 理 事 及 び 監 事 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る と き は、

理 事 会 の 議 決 を 経 て そ の 職 を 解 く こ と が 出 来 る。

( 1 ) 心 身 の 故 障 の た め 職 務 の 執 行 に た え な い と 認 め ら れ た と き。

( 2 ) 職 務 上 の 義 務 違 反 が あ る と き。

( 3 ) そ の 他 役 員 と し て 適 当 で な い 行 為 が あ っ た と き。

( 役 員 の 報 酬 )

第 19 条 役 員 は、 無 給 とす る。 た だ し、 常 勤 の 役 員 は、 有 給 とす る

こ と が 出 来 る。

2 役 員 の 報 酬 は、 理 事 会 の 議 決 を 経 て、 理 事 長 が 定 め る。

## 第 5 章 理 事 会

( 構 成 )

第 20 条 理 事 会 は、 理 事 を も っ て 構 成 す る。

( 機 能 )

第 21 条 理 事 会 は、 こ の 寄 附 行 為 に 定 め る も の の ほ か、 公 社 の 運 営

に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ文書を持って通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為の別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができなかった理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の適用について

は、書面表決者又は表決の委任者は出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には議長のほか、出席理事のうちからその理事会で選出された議事録署名人2人以上が署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規程に

よるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の承認を得て解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、石川県知事の許可を得て、地方公共団体又は公社と類似の目的を育する団体に寄附するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第30条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。

- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第8章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為に規定するもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。



## 附 則

- 1 公社の設立当初の役員は、第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 2 公社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 公社の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

## 附 則

この寄附行為は、石川県知事の認可のあった日（平成6年7月1日）から施行する。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、石川県知事の認可のあった日（平成8年4月1日）から施行する。
- 2 この寄附行為の改正の際、現に、改正前の第15条の規定により任命又は選任されている役員は、その任期満了の日までの間は、改正後の第15条の規定により任命又は選任された役員とみなす。

## 附 則

この寄附行為は、石川県知事の認可のあった日（平成14年4月1日）から施行する。